

(参考) 国、県による学生に対する経済的支援制度

年度	経済的支援制度		
	国、県(高校)	国、県(大学)	宝塚市
平成 22 年度	高校の授業料無償化	—	—
平成 26 年度	高校の授業料無償化(拡充) 高校生等奨学給付金	—	奨学金制度一部改正 (宝塚市奨学金条例)
平成 29 年度	—	給付型奨学金(平成 29 年度～31 年度)	—
令和 2 年度	高校の授業料無償化(拡充)	高等教育の修学支援新制度	奨学金制度廃止 (宝塚市奨学金条例)

①平成 26 年度、国からの補助額が増額され、県下私立高校の平均授業料まで拡充されました。また、県により一定の要件を満たす世帯を対象として、授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯区分に応じて奨学給付金を支給するため、高校生等奨学給付金制度が創設されました。

②平成 29 年度、国は経済的理由により修学に極めて困難のある学生等に対し、大学、短期大学及び専門学校への進学のため、給付型奨学金制度を創設しました。

③令和 2 年度、高校の授業料無償化について、保護者の所得基準額と支給上限額が引き上げられ、大学生等を対象とした授業料無償化や、給付型奨学金の新制度が始まりました。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年） 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表教育委員会の部宝塚市奨学生選考委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会	宝塚市奨学生選考委員会	宝塚市奨学金条例を廃止する条例(令和2年条例第8号)附則第2項の規定による修学資金の貸付に係る奨学生の選考に関する事務	6人	学校長 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 民生委員 1人
	宝塚市青少年センター運営協議会	青少年センターの運営についての調査、協議に関する事務	8人	学校長 3人 民生委員 1人 保護司 1人 警察署長 1人 補導委員 1人 関係行政機関の職員 1人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会	宝塚市青少年センター運営協議会	青少年センターの運営についての調査、協議に関する事務	8人	学校長 3人 民生委員 1人 保護司 1人 警察署長 1人 補導委員 1人 関係行政機関の職員 1人